

国立大学法人東京外国語大学国際交流会館規程

〔 昭和 59 年 12 月 19 日 〕
〔 制 定 〕

改正 昭和 62 年 4 月 10 日 平成 3 年 4 月 1 日
平成 4 年 6 月 19 日 平成 8 年 6 月 5 日
平成 10 年 9 月 16 日 平成 12 年 5 月 31 日
平成 14 年 10 月 23 日 平成 17 年 4 月 1 日規則第 17 号
平成 21 年 3 月 31 日規則第 76 号 平成 24 年 3 月 27 日規則第 78 号
平成 25 年 1 月 15 日規則第 2 号 平成 27 年 3 月 24 日規則第 59 号
平成 29 年 12 月 12 日規則第 55 号 平成 30 年 7 月 24 日規則第 17 号
平成 30 年 10 月 23 日規則第 24 号 平成 31 年 3 月 19 日規則第 61 号
令和 4 年 11 月 16 日規則第 74 号

（設置）

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 会館は、本学の教育及び研究に係る国際交流の促進に寄与するため、外国人留学生（以下「留学生」という。）、日本人学生、外国からの研究者（以下「研究者」という。）、特定外国語主任教員等の居住その他事業の用に供することを目的とする。

（館長）

第 3 条 会館に館長を置き、館長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 館長は、館務を掌理する。

（副館長）

第 4 条 館長を補佐するため副館長を置き、副館長は、本学の教員のうちから学長が命ずる。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副館長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。

（運営委員会）

第 5 条 会館の管理運営及び国際交流事業等の実施に関する重要事項を審議するため、国際交流会館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 館長

(2) 副館長

(3) 言語文化学部教授会構成員から学部長が指名する教員 1 名

(4) 国際社会学部教授会構成員から学部長が指名する教員 1 名

(5) 国際日本学部教授会構成員から学部長が指名する教員 1 名

(6) 大学院総合国際学研究科教授会構成員から研究科長が指名する教員 1 名

(7) アジア・アフリカ言語文化研究所教授会構成員から所長が指名する教員 1 名

(8) 留学生日本語教育センター教員からセンター長が指名する教員 1 名

(9)学務部長

(10)会計課長

(11)施設企画課長

(12)留学生課長

3 前項第3号から第8号までに定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、館長が招集し、その議長となる。

5 委員会は、委員の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(入居資格)

第6条 会館に入居できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 本学の留学生及びその家族、日本人学生

(2) 本学の研究者及びその家族

(3) 本学の特任外国語教員及びその家族

(4) 本学で行う教育・交流プログラム等に参加する者で館長が認めた者

(5) その他館長が適当と認めた者

2 入居の許可については、別に定める。

(入居許可期間)

第7条 会館入居許可期間は、次の表のとおりとする。

入居資格	入居許可期間	
	1号館、2号館	3号館
前条第1項第1号に規定する者	1年以内	2年以内
前条第1項第2号、第3号及び第5号に規定する者	2年以内	—
前条第1項第4号に規定する者	30日以内	30日以内

2 前項の規定にかかわらず、館長がやむを得ない事情があると認めたときは、入居許可期間を延長することができる。

(入居手続)

第8条 会館に入居を希望する者は入居許可申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、入居を許可したときは、入居許可書を発行し、本人に通知するものとする。

(契約当事者)

第8条の2 会館への入居は、本学と会館に入居を許可された者（以下「入居者」という。）との間の賃貸借契約に基づくものであり、入居許可証をもって契約書に代える。

2 第6条第1項第4号に規定する者の入居については、本学が賃借人となることができる。

(寄宿料等)

第9条 入居者は、別に定めるところにより、留学生及び日本人学生にあっては寄宿料を、それ以外の者にあっては使用料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 既納の寄宿料及び使用料は、返還しない。

3 入居者は、寄宿料又は使用料のほかに、別に定めるところにより、必要な経費を納入しなければならない。

(使用上の注意)

第10条 入居者及び同居の家族は、会館内の秩序維持並びに施設、設備等の保全に努めなければならない。

(損害賠償等)

第11条 入居者は、本人又は同居の家族が故意又は過失により、会館の施設、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、館長の指示に従い、現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第12条 入居者は、住宅補償保険に加入しなければならない。

(許可の取消)

第13条 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、入居許可を取り消すことができる。

(1) 入居者が懲戒等の処分を受けたとき。

(2) 入居者が第9条に定める寄宿料等を所定の期日までに納入しないとき。

(3) 入居者が前条に規定する損害賠償等の義務を履行しないとき。

(4) 会館の秩序又は風紀を乱す行為があったとき。

(5) その他、入居者又は同居の家族が会館の管理運営に重大な支障を与えたとき、又は与えるおそれがあるとき。

2 前項の規定により入居許可を取り消された者が被る損害については、本学はその責任を負わないものとする。

(退去)

第14条 入居者が次の各号の一に該当したときは、本人及び同居の家族は、速やかに退去するものとする。

(1) 入居許可期間が満了したとき。

(2) 第6条に定める入居資格を失ったとき。

(3) 前条の規定により入居許可が取り消されたとき。

(退去手続)

第15条 入居者が退去するときは、事前に退去届を館長に提出するものとする。

(部外者の宿泊)

第16条 会館には、入居者及び家族以外の者を宿泊させてはならない。各居室に宿泊できる者は、入居者本人及び館長が許可した家族とする。

(集会・行事等)

第17条 会館内において、集会・行事等を行うときは、事前に館長の許可を得なければ

ならない。

(事務)

第18条 会館に関する事務は、関係課等の協力を得て留学生課において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、会館に関する必要事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和59年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月10日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に入居する外国人留学生の入居期間は、改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、2年以内とする。

附 則

この規程は、平成4年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年6月8日から施行し、平成8年5月10日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年9月16日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年5月31日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、改正前の第5条第2項第5号から第8号により選出された者は、改正後の同条各号により選出された者で見なし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月15日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学国際交流会館規程の規定は、平成24年11月22日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、改正前の第5条第2項第5号から第8号により選出された者は、改正後の同条各号により選出された者で見なし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学国際交流会館規程第5条第2項の規定は、平成29年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年7月24日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学国際交流会館規程の規定は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年10月22日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学国際規程の規定は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、改正前の第5条第2項第5号から第8号により選出された者の任期は、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和4年11月16日から施行する。